役場からのお知らせ
―Niikappu Town Office Information―

町民生活課からのお知らせ

国民年金保険料免除手続きのお知らせ

≪制度概要≫

保険料免除制度は、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、本人と配偶者、世帯主の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額または一部が免除されます。

失業された方は、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証を添付すれば、その方の前年所得を０円として審査をする特例もあります。

また、納付猶予制度については、本人が 50 歳未満であるときに限り、世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得を審査し、承認されれば保険料の納付が猶予されます。

（平成 28 年７月１日より、対象年齢が拡大されました。）

≪全額免除となる所得の目安≫

｛（扶養親族の数＋１）× 35 万円｝＋ 22 万円

≪平成 28 年度免除期間≫

平成 28 年７月から平成 29 年６月までで、申請日より過去２年１カ月前までさかのぼって申請できます。

詳しくは、担当にお問い合わせください。

児童扶養手当の加算額変更のお知らせ

≪制度概要・変更点≫

児童扶養手当はひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その過程において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。

平成 28 年８月分より子ども２人目以降の児童扶養手当の加算額が増額になりますのでお知らせします。

≪児童扶養手当の月額≫

子ども１人目　全部支給：42, 330 円
　　一部支給：9, 990 円～ 42, 320 円
子ども２人目　全部支給：10, 000 円※
　　一部支給：5, 000 円～ 9, 990 円※
子ども３人目以降１人につき
　　全部支給：6, 000 円※
　　一部支給：3, 000 円～ 5, 990 円※
（※印は変更があった項目です。）

制度内容や変更点についての問い合わせなど、詳しくは担当までご連絡ください。

平成 28 年熊本地震災害義援金の受付期間の延長について

４月に発生した最大震度７を記録した「平成 28 年熊本地震」により、依然多くの被災者の方々が困難な生活を強いられています。

この災害で被災された方々を支援するため、当町においても、４月より災害義援金などの募集窓口を設置しておりましたが、当初６月 30 日までとしておりました窓口の受付期間を下記のとおり変更することとなりましたのでお知らせします。

引き続き多くの皆さまにご協力いただけますようお願い申し上げます。

●変更後の募集期間（各募集窓口共通）

平成 28 年４月 15 日～平成 29 年３月 31 日

【日本赤十字社北海道支部新冠分区】

募集窓口：役場町民生活課内（☎ 0146・47・2112）
直接送金：〈郵便振替〉口座記号番号 00130-4-265072
口座名義：日赤平成 28 年熊本地震災害義援金

【新冠町共同募金委員会】

募集窓口：町社会福祉協議会内（☎ 0146・47・2130）
直接送金：①肥後銀行　水道町支店　普）1281400
　社会福祉法人熊本県共同募金会
②熊本銀行　花畑支店　普）0025449
　社会福祉法人　熊本県共同募金会
③ゆうちょ銀行　00950-2-174321
　熊本県共同募金会熊本地震義援金

●問い合わせ先　町民生活課町民生活グループ社会係　☎ 0146・47・2112